

川内原子力発電所３号機増設計画に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 17 年 11 月

九州電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数（名簿記入者）	2
2 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見 の概要とこれに対する当社の見解	8
--	---

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他事項を公告し、公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成17年8月31日（水）

(2) 公告の方法

① 平成17年8月31日（水）付けの次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

（資料1参照）

- ・ 朝日新聞（朝刊，鹿児島版）
- ・ 毎日新聞（朝刊，鹿児島版）
- ・ 西日本新聞（朝刊，鹿児島版）
- ・ 読売新聞（朝刊，鹿児島版）
- ・ 日本経済新聞（朝刊，西部版）
- ・ 南日本新聞（朝刊）

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」等を実施した。

- ・ 薩摩川内市の広報紙「広報 薩摩川内」9/10（2005 No.22）に掲載。

（資料2参照）

- ・ 串木野市*の広報紙「広報 くしきの」9/5（2005年 第1312号）に掲載。

（資料2参照）

※ 串木野市は、平成17年10月11日 市来町と合併して「いちき串木野市」となった。

- ・ 平成17年8月31日（水）より当社ホームページに掲載。（資料3参照）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎等10か所，当社事業所5か所，計15か所にて縦覧を実施した。

【自治体庁舎等】

〔鹿児島県〕 かがしま県民交流センター（鹿児島市山下町14-50）

〔薩摩川内市〕 本庁舎（薩摩川内市神田町3-22）

上甕支所（薩摩川内市上甕町中甕481-1）

下甕支所（薩摩川内市下甕町手打819）

滄浪地区コミュニティセンター（薩摩川内市久見崎町191-1）

寄田地区コミュニティセンター（薩摩川内市寄田町139）

峰山地区コミュニティセンター（薩摩川内市高江町1735-1）

水引地区コミュニティセンター（薩摩川内市水引町5222-3）

- [串木野市] 本庁舎（串木野市昭和通 133-1）
 羽島コミュニティセンター（串木野市羽島 5218）
- 【当社事業所】 川内原子力発電所展示館（薩摩川内市久見崎町字小平 1758-1）
 川内営業所（薩摩川内市西向田町 6-26）
 串木野営業所（串木野市旭町 2）
 鹿児島支店（鹿児島市与次郎 2 丁目 6-16）
 きゅうでんぷらっとホール（薩摩川内市鳥追町 1-1JR 川内駅）

(4) 縦覧期間

平成 17 年 8 月 31 日（水）から平成 17 年 9 月 30 日（金）まで

ただし、当社事業所においては、平成 17 年 10 月 14 日（金）まで

〔 かがしま県民交流センター，川内原子力発電所展示館及びきゅうでんぷらっとホールを除く
 全ての箇所については，土曜，日曜及び祝日は除く。〕

〔 また，かがしま県民交流センターは月曜（祝日の場合はその翌日）を除く。 〕

※ 台風の影響により，9 月 5 日は縦覧場所 2 か所（鹿児島支店，きゅうでんぷらっとホール）
 で縦覧を午後から中止，9 月 6 日は全縦覧場所で終日縦覧を中止した。

(5) 縦覧者数（名簿記入者）

総 数 149 名

（内 訳）

【自治体庁舎等】

[鹿児島県] かがしま県民交流センター 9 名

[薩摩川内市] 本庁舎 19 名

上甕支所 5 名

下甕支所 5 名

滄浪地区コミュニティセンター 3 名

寄田地区コミュニティセンター 9 名

峰山地区コミュニティセンター 21 名

水引地区コミュニティセンター 8 名

[串木野市] 本庁舎 6 名

羽島コミュニティセンター 7 名

【当社事業所】 川内原子力発電所展示館 14 名

川内営業所 16 名

串木野営業所 0 名

鹿児島支店 14 名

きゅうでんぷらっとホール 13 名

2 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成17年8月31日（水）から平成17年10月14日（金）までの間
（縦覧期間及びその後2週間）

(2) 意見書の提出方法（資料4参照）

- ① 縦覧場所にある意見箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

事業者に対して意見書の提出により述べられた意見は42件（31通）あり、環境の保全の見地からの意見は28件であった。また、環境の保全の見地以外からの意見は14件であった。

日刊新聞紙に掲載した公告

○ 平成 17 年 8 月 31 日（水）掲載

- ・ 朝日新聞
- ・ 読売新聞
- ・ 毎日新聞
- ・ 日本経済新聞
- ・ 西日本新聞
- ・ 南日本新聞

川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法に基づき、川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価方法書を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

平成十七年八月三十一日 九州電力株式会社 代表取締役社長 松尾 新吾

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】
 名称 九州電力株式会社
 代表者 代表取締役社長 松尾 新吾
 住所 福岡県福岡市中央区港道二丁目一番八十一号

【対象事業の名称、種類及び規模】
 名称 川内原子力発電所3号機増設計画
 種類 原子力
 規模 一五〇キロワット級 1基

【対象事業が実施されるべき区域】
 鹿児島県薩摩川内市久見崎町及び寄田町

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】
 鹿児島県薩摩川内市及び串木野市

【縦覧場所】
 かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町一四一五〇）
 薩摩川内市
 本庁舎（薩摩川内市神田町三二二）
 上飯支所（薩摩川内市上飯町中野八一九）
 下飯支所（薩摩川内市下飯町手打八一九）
 瀧渡地区コミュニティセンター（薩摩川内市久見崎町一九一）
 寄田地区コミュニティセンター（薩摩川内市寄田町三九）
 峰山地区コミュニティセンター（薩摩川内市高江町七三五）
 水引地区コミュニティセンター（薩摩川内市水引町五二二三）
 串木野市
 本庁舎（串木野市昭和通二二三）
 羽島コミュニティセンター（串木野市羽島五二八）

九州電力株式会社
 川内原子力発電所展示館（薩摩川内市久見崎町字小平一七五八一）
 川内営業所（薩摩川内市西向町六二六）
 串木野営業所（串木野市旭町二）
 鹿児島支店（鹿児島市与次郎二丁目六一六）
 きゅうでんぶらっとホール（薩摩川内市島迫町一 JR川内駅）

縦覧期間
 平成十七年八月三十一日（水）から平成十七年九月三十日（金）まで
 但し、当社事業所においては、平成十七年十月十四日（金）まで
 （かごしま県民交流センター、川内原子力発電所展示館及びきゅうでんぶらっとホールを除く全ての箇所については土曜日及び祝日は除きます。また、かごしま県民交流センターは月曜（祝日の場合はその翌日）を除きます。）

縦覧時間
 午前九時から午後五時まで
 （きゅうでんぶらっとホールは午前十時から午後七時まで）

意見書の提出
 方法書について、環境保全の見地から意見のある方は、縦覧場所に備えつけの意見箱へご投函くださるか、または書面にて郵送によりお寄せください。

①意見書の提出期限 平成十七年十月十四日（金）まで（当日消印有効）
 ②意見書の提出先 福岡県福岡市中央区港道二丁目一番八十一号 九州電力株式会社 環境部 方法書ご意見係
 ③意見書の記載事項
 Ⅰ. 氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 Ⅱ. 提出の対象である方法書の名称
 Ⅲ. 方法書についての環境保全の見地からのご意見（日本語により、ご意見の理由を含めて記載してください）

【お問い合わせ先】
 九州電力株式会社 環境部 TEL 〇九二七六一一三〇三（代表）

「広報 薩摩川内」9/10 (2005 No.22) 掲載記事

川内原子力発電所3号機 増設計画に係る環境影響 評価方法書の縦覧	九州電力㈱では、川内原子力 発電所3号機増設計画に係る環 境影響調査(環境アセスメント) の手順となる方法書の縦覧を行 っています。
【環境影響評価方法書の縦覧】	●期間 9月30日(金)まで
9時～17時	＊きゅうでんぶらっとホール は10時～19時
●ところ 本庁2階ロビー、上 甕・下甕支所、滄浪・寄田・ 峰山・水引地区コミュニティ センター	＊九州電力㈱川内営業所、九 州電力㈱川内原子力発電所 展示館、川内駅2階きゅう でんぶらっとホールでは、 10月14日(金)まで縦覧でき ます。
＊九州電力㈱川内原子力発電 所展示館、きゅうでんぶら	つとホール以外は土・日・ 祝日を除く
【意見書の提出】	●提出期限 10月14日(金)
＊当日消印有効	●提出方法 意見のある方は、 縦覧場所に備え付けの用紙に 記入の上、意見箱へ投函、また は住所(法人・団体の場合は、名 称・代表者名・所在地)、氏名、方 法書の名称、環境保全の見地か らの意見(理由を含む)を記入 の上、郵送でお寄せください。
●提出問合先 〒810-8720 福岡市中央区渡辺通	2-1-82 九州電力㈱環境 部 方法書ご意見係 ☎092(761)3031 (環境課)

「広報 くしきの」9/5 (2005 年 第1312号) 掲載記事

川内原子力発電所に係る環境影響評価方法書の縦覧

企画財政課 (☎33-5628)

- 期 間 9月30日(金)まで(土・日・祝日を除く)
- 時 間 9:00～17:00
- 場 所 市役所1階ロビー及び羽島コミュニティセン
ター(九州電力㈱串木野営業所でも縦覧を実
施しています)
- 意 見 書 ご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付け
の意見箱への投函、又は郵送にて意見書を提
出することができます。
- 記載事項 ①氏名及び住所(法人・団体は、その名称、
代表者氏名、主たる事業所の所在地)
②提出の対象である方法書の名称
③方法書についての環境保全の見地からの意
見(理由を含めて記載)
- 提出期限 10月14日(金)
- 郵送先・問合せ
〒810-8720 福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号
九州電力株式会社 環境部 方法書ご意見係
(☎092-761-3031)

当社ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成17年8月30日（火）よりお知らせ（プレスリリース）を掲載

平成17年8月30日
九州電力株式会社

川内原子力発電所3号機増設計画に係る
環境影響評価方法書の届出・送付及び公告・縦覧について

当社は、川内原子力発電所3号機の増設を検討するための環境調査を進めており、本日、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価方法書」（以下、方法書）を経済産業大臣に届け出るとともに、鹿児島県知事、薩摩川内市長及び串木野市長に送付いたしました。

今回、届出・送付した方法書は、当該計画に係る環境影響評価を行う方法として、環境影響評価の項目や調査、予測及び評価の手法などを取りまとめたものです。

また、方法書につきましては、環境影響評価法に基づき、以下のとおり公告・縦覧することとしており、方法書について環境保全の見地からご意見のある方は、当社に意見書をお寄せいただけます。

1 公告

平成17年8月31日（水）付けの、日刊新聞紙に「公告」を掲載いたします。
また、薩摩川内市、串木野市の広報紙に「お知らせ」を掲載させていただくこととしております。あわせて、当社ホームページにも掲載いたします。

2 縦覧場所、縦覧期間、縦覧時間

- (1) 関係市庁舎等10か所、当社事業所5か所、計15か所
- (2) 平成17年8月31日（水）～平成17年9月30日（金）

※ 当社事業所では2週間の延長を行います。（10月14日（金）まで）

縦覧場所		縦覧時間	備考
鹿児島県	かごしま県民交流センター	午前9時～午後5時	月曜日は除く （祝日の場合は翌日）
薩摩川内市	本庁舎 上飯支所 下飯支所	午前9時～午後5時	土・日曜日、祝日は除く
	澹路地区コミュニティセンター 寄田地区コミュニティセンター 峰山地区コミュニティセンター 水引地区コミュニティセンター	午前9時～午後5時	土・日曜日、祝日は除く
	市庁舎	午前9時～午後5時	土・日曜日、祝日は除く
	羽島コミュニティセンター	午前9時～午後5時	土・日曜日、祝日は除く
串木野市	川内原子力発電所展示館	午前9時～午後5時	
当社事業所	川内営業所 串木野営業所 鹿児島支店	午前9時～午後5時	土・日曜日、祝日は除く
	きゅうでんぶらっとホール	午前10時～午後7時	（JR川内駅2階）

3 意見書の提出期間

平成17年8月31日（水）～平成17年10月14日（金）（当日消印有効）

4 意見書の提出方法

- (1) 縦覧場所にある意見箱への投函
- (2) 当社への郵送による書面の提出
郵送先：〒810-8720
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社 環境部 方法書ご意見係

以上

添付ファイル (参考1)「川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価方法書」の概要について (49KB)
(参考2)川内原子力発電所3号機増設計画の環境影響評価における調査、予測及び評価の概要について (48KB)
(参考3)「川内原子力発電所3号機増設計画」環境影響評価方法書のあらまし (2,428KB)

(No.)

平成17年 月 日

川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見書

(住所) [〒]

(茗 民)

(連絡先)

環境影響評価法第八条の規定に基づき、環境保全の見地から次のとおり意見を提出する。

[illegible]

意見の項目の例

事業計画、環境全般、大気質、騒音・振動、水環境、地形・地質、動物・植物・生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物、その他

備 考	
1. 記入内容	環境影響評価法施行規則第四条の規定により、住所氏名等のご記入をお願いいたします。 なお、1 枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の (No.) にページをふり、2 枚目以降にも住所氏名等のご記入をお願いいたします。
2. 宛 先	〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82号 九州電力株式会社 環境部 方法書ご意見係
3. 提出期限	平成17年10月14日（金） （当日消印有効）
4. 御 注 意	本用紙にご記入いただきました個人情報、 「川内原子力3号機増設計画に係る環境影響評価方法書」 に対するご意見の把握のために利用させていただきます。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は28件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

1 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
1	2003 年 5 月 16 日、須賀鹿児島県知事（当時）は、「調査と増設は別」といって、一連の環境調査受け入れを表明した。しかし貴社は、環境調査は、3 号機増設計画推進の一環として、この度、環境影響評価方法書を作成し、国に届出、公告・縦覧に付し、住民に意見を募っている。同書、「対象事業の目的及び内容」によると、……「今後電力需要の着実な増加が予想される」として、2010 年代後半に 150 万 kW 級発電設備－3 号機の増設を計画している。 経済産業省総合資源エネルギー調査会需給部会「2030 年のエネルギー需給展望」によれば、従来の 2010 年までの需給見通しに対し、2030 年と途中 2010 年までという長期的展望を検討しており、最終エネルギー消費量は 2030 年までに増大の可能性と同時に横バイまたは減少も予測され、エネルギー需要は減少する可能性がある。 貴社は長期的視野に立って、増設計画の見直しをすべきではないか。	今回の環境影響評価方法書の届出は、増設を検討するための環境調査（環境アセスメント、地質調査、気象調査）のうち、環境アセスメント手続きの一環として行ったものであり、増設につきましては、環境調査の結果を踏まえて判断したいと考えております。 「2030 年のエネルギー需給展望」では、経済社会や人口構造、マーケットや需要家の嗜好などが、今後ともこれまでの趨勢的变化で推移した場合の見通しをレファレンスケースとして、経済成長や省エネルギー技術の進展見通しなど複数ケースでの見通しを試算しております。このなかで、省エネルギーが進展した場合や経済成長率が低下した場合は、2030 年までに最終エネルギー消費が減少するという見通しも示されております。 しかしながら電力需要につきましては、加工組立型・サービス産業など電力原単位の高い産業への産業構造の転換やデジタル化の進展などによる電化製品の普及などに伴い、当面の電力需要は増大し、長期的にも伸び率は大幅に鈍化するものの増加は続く見通しが示されております。 当社は、今後緩やかながらも着実に伸びると予想される電力需要に対して電力の安定供給確保を図るため、また資源小国である我が国のエネルギーセキュリティの確保やCO₂排出削減等の観点から、2010 年代後半を目指し次期原子力を開発する必要があると考えております。

1 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
2	今回の環境影響評価の目的は、川内原発3号機の増設のためとなっています。3号機の必要性について、「電力需要は、人口の減少や省エネルギーの進展などがあるものの、安定的な経済成長やアメニティ指向の高まり等により、民生用需要を中心に緩やかながらも着実な増加が予想される」とし、「エネルギーセキュリティの確保、CO₂排出削減等の観点から、また今後の電力需要の増加に対して電力の安定供給確保を図るため、原子力発電所の開発を2010年代後半に目指している」としています。しかしながら、次の点について、疑問を持たざるを得ません。 ①県にたいして環境調査の申し入れが行われた2000年のエネルギー需給計画においては販売電力量の伸びを年間1.7%と見込んでいたのが、本年3月の計画では0.9%と、大幅に低下させている。状況は大きく変化しているといわざるをえない。他方、電力の自由化、燃料電池の普及、再生可能エネルギーの開発などを勘案すれば、国民への計り知れない危険を押しつけることとなる原発のこれ以上の増設が果たして必要であるのか。それよりも自然エネルギーの開発など、安全で再生可能なエネルギーの開発にこそもっと力をつくすべきではないのか。 ②CO₂の削減についても、京都議定書では、「原子力施設から生じたクレジットについては、国の数値目標の達成に活用することは控えることとされている」と記されているが、これは、放射能が温室効果ガスとは次元の違う重大な環境汚染源となりうる事が考慮されたからに他ならない。温室効果ガスの削減対策として原発を推進することは、京都議定書にも反することになる。 ③技術的に未確立で、大きな事故・事件を繰り返している原発については、大多数の国民がその安全性に不安をいだいており、エネルギーセキュリティの確保のためにこれ以上の原発が必要であるとの国民的合意は全くない。 今求められているのは、原発推進ではなく、安全な自然エネルギーの開発、利用に本格的にとりくむことであり、これこそエネルギーの安定供給や地球温暖化対策にとっても重要であると考えます。	原子力発電につきましては、H15.10.7に閣議決定された「エネルギー基本計画」の中で、「ウラン資源の安定供給面、及び二酸化炭素を排出しないという地球温暖化対策の面等で優れた特性を有し、安全確保を大前提に基幹電源として推進」することとされ、またH17.10.14にその対処方針が閣議決定された「原子力政策大綱」でも「原子力発電を基幹電源に位置付けて、着実に推進する」ことが示されております。 また、京都議定書の目標である温室効果ガス6%削減を達成するためにH17.4.28に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」では、「発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電については、地球温暖化対策の推進の上で極めて重要な位置を占めるものである。今後も安全確保を大前提に、原子力発電の一層の活用を図るとともに、基幹電源として官民相協力して着実に推進する。」と京都議定書の目標達成のために原子力発電を推進することが謳われております。 当社としましても、今後緩やかながらも着実に伸びると予想される電力需要に対して電力の安定供給を図るため、また資源小国である我が国のエネルギーセキュリティの確保やCO₂排出削減等の観点から、安全性の確保を最重点としつつ、2010年代後半を目指し次期原子力を開発する必要があると考えております。 風力、太陽光、地熱等の自然エネルギーにつきましては、発電時にCO₂を排出しないなど地球環境問題への対応等で優れており、当社としましても自社設備として開発するとともに、風力発電、太陽光発電等からの電力購入、グリーン電力制度の活用を通じて、普及促進に積極的に取り組んでおります。 しかしながら、自然エネルギーは、エネルギー密度が小さいこと、経済性に劣ること、さらに、風力発電及び太陽光発電につきましては気象状況により発電出力が変動する不安定な電源であることなどから、供給力の主力とはなりえず、あくまでも補完的な電源と位置づけております。
3	このほど、原子力政策大綱案がまとめられ、原発を基幹電源として核燃料サイクルを進めることを打ち出している。しかし、技術的に未確立で大きな事故・事件を繰り返している原発に対して、エネルギー安定供給源としての国民的合意はない。 安定供給や地球温暖化対策のためには、危険な原発依存ではなく、自然エネルギーの開発・利用に国、業界あげて本格的に取り組むべきである。	

1 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
4	何 kW 発電するのか？	3 号機の発電出力につきましては、方法書（2-2 ページ）に記載しておりますとおり、150 万 kW 級を計画しております。
5	工事に伴う相当量の掘削土について、その土捨て場については海面埋立て、陸上埋立てのいずれにしても周辺環境に相当な影響があると推測されるが、これについては環境影響評価方法書に記載されていないが、この土捨て場予定地点の調査と評価が必要である。	敷地造成等に伴いまして掘削土が発生しますが、掘削土につきましては、公有水面埋立や埋戻しに利用し、残土につきましては、適切に処理することとしており、具体的な処理方法及び土捨て場予定地につきましては、今後、陸域地形や海岸地形、陸生生物や海生生物等の影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ総合的に検討を進めてまいります。 これらの結果につきましては、準備書に記載いたします。

1 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
6	河口周辺，特に真水と塩水が混る所は，プランクトンが一番発生する所であり，そこを埋立てすることには反対です。 又，埋立てをすることにより，多少の環境破壊ということになるのではないでしょう 九州電力が，環境保全を前面に立てるのであれば，埋立てはやめるべきだと思います。	3号機の計画地点につきましては，海岸に近い急勾配の傾斜地のため，掘削しましても確保できる平坦地が限られております。 このため，発電附属設備の設置スペースを確保するためには，公有水面の埋立てが必要であると考えており，埋立て規模や環境保全対策等につきましては，今後検討を進め，極力埋立てが最小となるよう努力いたします。 埋立予定地の周辺海域におきましては，流況，海岸地形，プランクトン等も含めた海生生物への影響につきまして，調査，予測及び評価を行うこととしております。 また，ウミガメにつきましては，専門家等から助言を受け，適切な手法により公有水面埋立予定地を含めた周辺で調査することとしております。 これらの結果につきましては，準備書に記載いたします。
7	埋立予定地は，川内川河口付近であり，海水と真水の境目である。海水と真水の境と言う事は，プランクトンが一番発生しやすい場所ではないかと思慮するものである。プランクトンは，各魚介類の稚魚の育成に欠かせない大事なものであり，薩摩川内市周辺漁協関係者の生活権に大きなマイナスの影響を及ぼす事に，成るのではないのかと思慮するものである。3-52 ページに在るように埋立予定地は，ウミガメの産卵地である。私達が少年の頃，良くウミガメの産卵を見に良く行ったものである。原子力発電所南側の，寄田町海岸は，浸食の口実により防砂堤ができ，寄田港建設の口実の下，原子力発電所温排水の波除けの堤防が建設され，港の建設は中断された。寄田浜は，ウミガメが産卵の為に，每晚4～8頭が来ていたが，現在は，1頭たりとも見なくなった。これ以上に，埋立予定地の海岸をつぶしていくと言うことは，ウミガメの産卵場所を奪い，薩摩川内市の貴重な財産と言うべき，産卵場所をなくす結果になりかねず，九州電力の手を下す，大きな環境破壊となることは，必然的事実となるであろう。	

1 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
8	川内川は、1級河川の大きな川である。その大きな川内川河口付近において、原電沖合いにて水中放流をするということは、大きな環境破壊、生態系に大きな影響を及ぼすことになるのではないのか？1, 2号機温排水による影響は、寄田地区の中高齢者であれば、みんなが知っていると思うが、私達が少年の頃、海藻類が沢山出来ていた、岩場から今は消えてしまった。九電関係者からは、原電の影響であるとの見識は一切無いが影響がゼロであるとは言えないであろう。その事から考えれば、どの様な悪影響が環境破壊を促進するか考えるだけでおぞましい。3号機からの多大なる温排水が水中放流により流れ出す事によって、どうなると予測できるはずが無い。地形の変化、温排水の影響により環境破壊が進み、薩摩川内市周辺での漁業は困難となってくるであろう。水中放流は、川内漁業関係者の生活権を奪う事に成りかねず、薩摩川内市海域の生態系を温排水により破壊しかねない問題であるという事を良く考えて頂きたい。	3号機の放水方式につきましては、温排水の拡散範囲を低減させるため、水中放水方式を採用することとしております。 また、海生生物等への影響につきましては、川内川河口も含めて、調査、予測及び評価を行うこととしております。 事業計画に係る環境影響につきましては、実行可能な範囲内で回避、又は低減を検討し、環境保全についての配慮が適正になるよう検討を進めてまいります。
9	調査については業者まかせにせず厳格に調査し、予測・評価は最悪の場合を想定して、工事計画し、将来汚点を残さない施設づくりをしてほしい。 報道関係者を利用し、公表を行い、住民の安全安心な施設づくりを望む。	調査及び予測・評価につきましては、専門的な知見が必要となることから、業務の一部は委託することとなります。 業務の委託にあたりましては、当社が業務計画の策定から調査実施まで関与し、調査の品質管理のみならず、安全管理も含めて行うこととしており、業務を委託した会社名につきましては、準備書に記載いたします。 また、適切な調査及び予測・評価に努め、結果につきましては、準備書に記載し、方法書と同様に縦覧を行うほか、説明会を実施することとしており、積極的な情報公開に努めることといたします。

2 環境全般

No.	意見の概要	当社の見解
10	人と環境との共生。環境にやさしい原発とさかんに言っておられますが、ウミガメの産卵場所を埋め立て、景観を害し、生態系にも悪影響を及ぼしかねない「原発」増設のどこが環境にやさしいのか。	3号機増設計画におきましては、環境の保全を図っていくために、十分な調査、予測及び評価を行いまして、環境への影響を低減するための保全措置を検討することとしております。 埋立予定地の周辺海域におきましては、海生生物等への影響につきまして、調査、予測及び評価を行うこととしております。なお、ウミガメにつきましては、専門家等から助言を受けることとしております。 主要な建物等の景観につきましては、周辺環境との調和を図ってまいります。 これらの結果につきましては、準備書に記載いたします。 原子力発電は、発電の過程で化石燃料を使用しないため、地球温暖化の要因の一つである二酸化炭素を排出しないことから、地球温暖化防止の面からは環境にやさしいと考えております。
11	九州電力は、環境への適合性をうたっている。しかし、うたい文句と計画はまったく逆の方向性をたどっている。適合性を考慮するならば、埋立てや水中放流はやめるべきである。埋立てによりウミガメの産卵地を奪い、水中放流により生態系の変化が予測できない限り、計画の変更をして欲しい。それが、九州電力の環境への適合性のうたい文句に沿った、3号機増設につながると考える。安全で地域発展の為、環境にやさしい原子力3号機増設を願ってやまないものである。	

2 環境全般

No.	意見の概要	当社の見解
12	当事者による調査であること。内容的にはくぜんとして原発固有の内容がとぼしく反面原発と無関係と思われる内容も多い。	調査の手法は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（H10 年、通商産業省令第 54 号）（以下「発電所アセス省令」という。）や「発電所に係る環境影響評価の手引」（H11 年、資源エネルギー庁編）を基に設定しており、方法書の縦覧を踏まえ、住民の方々のご意見や市長・県知事のご意見を勘案して国で審査されることになっておりますので、問題ないものと判断しております。 また、原子力発電所固有の放射性物質に関する影響評価等につきましては、「環境影響評価法」に基づく環境アセスメントとは別に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく国の安全審査の中で行われることとなっております。

2 環境全般

No.	意見の概要	当社の見解																
13	第 3-42 表に産業構造が示されているが、第一次～第三次産業の分類にとどまらず、川内 1，2 号機建設前後からの業種別推移を示してほしい。 なかでも第一次産業の農業，第二次産業の建設業，製造業及び第三次産業の卸売業，小売業，飲食店やサービス業の就業者数，比率の推移は，今後の産業構造の変化を考える上で，参考になるものと思われる。	当社が国勢調査結果を基に整理しました川内原子力発電所 1，2 号機建設前からの旧川内市における就業者数の推移の傾向は，下表のとおりであり，旧串木野市，鹿児島県とも同様の傾向を示しておりました。 ※ H17 年 10 月 11 日，串木野市は市来町と合併し，いちき串木野市となっております。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業別</th><th>業種別</th><th>建設前からの傾向</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 次</td><td>農 業</td><td>低下傾向がみられる</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 次</td><td>建設業</td><td>ほぼ横ばい傾向</td></tr> <tr> <td>製造業</td><td>やや増加傾向</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第 3 次</td><td>卸売業 小売業 飲食店</td><td>ほぼ横ばい傾向</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>やや増加傾向</td></tr> </tbody> </table> 注 1．川内原子力発電所 1 号機：S54/1 着工 注 2．傾向は S50 年～H12 で把握 なお，方法書の社会的状況につきましては，「発電所に係る環境影響評価の手引」（H11 年，資源エネルギー庁編）を基に過去の方法書事例も参考にして記載しておりますので，方法書に記載すべき内容は満たしていると判断しております。 このため，産業構造につきましては，現状把握にとどめております。	産業別	業種別	建設前からの傾向	第 1 次	農 業	低下傾向がみられる	第 2 次	建設業	ほぼ横ばい傾向	製造業	やや増加傾向	第 3 次	卸売業 小売業 飲食店	ほぼ横ばい傾向	サービス業	やや増加傾向
産業別	業種別	建設前からの傾向																
第 1 次	農 業	低下傾向がみられる																
第 2 次	建設業	ほぼ横ばい傾向																
	製造業	やや増加傾向																
第 3 次	卸売業 小売業 飲食店	ほぼ横ばい傾向																
	サービス業	やや増加傾向																

2 環境全般

No.

意見の概要

14

環境影響評価の項目については、「発電所アセス省令」（平成 10 年，通商産業省令第 54 号）第 7 条第 1 項第 2 号に定める「標準項目」を基に，第 4-1 表のとおり選定しているが，通商産業省令第 54 号と比較すると以下の点で相違がある。通商産業省令第 54 号に合わせて，表の修正をするべきと思われる。

				土地又は工作物の存在及び利用		
				地形改変及び 施設の使用	施設の移動 温排水	資材等の搬 出入
環境の自然 的構成 要素の良 好な状態 の保持	大気環境	大気質	硫酸酸化物		標準項目	
			窒素酸化物			
			浮遊粒子状物質			
			石炭粉じん	標準項目ではない		
			粉じん等	標準項目		
人と自然 との豊か な触れ合 いの確保	景観	主要な眺望点 及び 景 観・・・				
			人と自然との触 れ合いの・・・	主要な人と自 然との触れ		

選定の理由，若しくは標準項目に対して項目の削除又は追加を行う理由として第 4-2 表のとおりとしているが，上記意見の理由により，第 4-2 表の内容を下記のとおり変更すべきと思われる。

記

① 大気環境—大気質—石炭粉じん—地形改変及び施設の使用は，不要。

② 大気環境—大気質—粉じん等に，「地形改変及び施設の使用」を追加。

③ 大気環境—大気質—硫酸酸化物—施設の稼働（排ガス）に，（温排水）を追加。

④ 人と自然との触れ合い・・・—主要な人と自然・・・—資材等の搬出入の○→◎。

（④は，同じ理由により，第 4-1 表についても○→◎に変更すべき）

当社の見解

対象事業に係る環境影響評価の項目の選定にあたりましては，方法書に記載（4-1 ページ）しておりますとおり，「発電所アセス省令」等を基に，対象事業の特性と対象事業実施区域及びその周辺の地域特性を勘案しまして選定しており，ご意見にありますような相違はないものと判断しております。

				土地又は工作物の存在及び利用		
				地形改変及び 施設の使用	施設の移動 温排水	資材等の搬 出入
環境の自然 的構成 要素の良 好な状態 の保持	大気環境	大気質	硫酸酸化物			
			窒素酸化物			標準項目
			浮遊粒子状物質			
			石炭粉じん	標準項目		
			粉じん等			標準項目
人と自然 との豊か な触れ合 いの確保	景観	主要な眺望点 及び 景 観・・・		標準項目		
			人と自然との触 れ合いの・・・	主要な人と自 然との触れ	標準項目	

3 騒音・振動

No.	意見の概要	当社の見解
15	県道川内串木野線（県道 43 号線）の調査地点に高江町内場・麓地区の歩道のない狭小県道沿線の住宅密集地を追加すべきである。 （理由） 1 既設 1・2 号機の工事中及び現在の運転中も大型車をはじめ原子力関係の交通量が多く、路盤も軟弱な上に歩道のない狭小道路のために家屋のひび、瓦のずれや塀の損傷があっており、住宅密集地の沿線住民は騒音・振動による家屋被害や心身への影響を心配しており事前に十分な調査と評価が必要である。 現在の調査計画地点では宮里町の人家のない直線県道であり、真に必要な評価が来ないのではないかな。 2 住宅密集地の場合は、住宅のない県道に比べて騒音・振動は山彦現象で増幅されるので綿密な調査が必要である。	道路交通騒音・振動の調査地点は、主要な輸送経路沿いで、「発電所に係る環境影響評価の手引」（H11 年、資源エネルギー庁編）や「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境庁）に基づいて設定しており、測定機器の設置場所の確保並びに歩行者、測定者及び通行車両の安全にも配慮して設定しております。 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」によれば、騒音測定は反射音の影響を極力避けうる位置で調査することが求められているため、調査地点の背後に建物、塀等の反射面がない場所であることも考慮しております。 これらの条件を考慮しますと、高江町内場・麓地区の歩道のない狭小県道沿線では道路沿いに塀等があることや調査に必要な場所を確保することが困難と考えられたことから、高江町平城・諏訪山地区の調査地点を選定しております。 なお、県道川内串木野線における調査地点と内場・麓地区の交通量、道路構造、地盤状況は、ほぼ同等であるものと考えられることから、現調査地点で代表できるものと考えております。

4 水環境

No.	意見の概要	当社の見解
16	水温測定点について。今回は放水口を沖合放流としていますが、測定点間隔が約1 kmと広く、特に放水口付近は、もっと密にすべきと考える。4-32 ページを見る限りは垂直方向の間隔（測定点間隔）が不明で、判りやすくする工夫が欲しい。	水温調査地点につきましては、3号機を含めた温排水拡散予測範囲を包含し、かつ、既設1、2号機の温排水拡散範囲を把握できるよう設定しております。 3号機の放水口設置予定エリア付近では、調査地点の設定が密となるように、沖合方向は500m間隔で調査地点を設定しております。 鉛直方向の水温測定間隔につきましては、海面下0.3m、海面下1mから5mまでは1m間隔で以下7、10m、10m以深は5m間隔で考えております。
17	水温の調査地点、調査回数が貧弱で、まともな調査ができるとは思えない。	水温調査地点につきましては、3号機を含めた温排水拡散予測範囲を包含し、かつ、既設1、2号機の温排水拡散範囲を把握できるよう設定しております。 水温調査につきましては、「発電所に係る環境影響評価の手引」（H11年、資源エネルギー庁編）や過去の環境影響評価の事例を踏まえ計画しており、四季を通じて調査（77地点）を実施すること、年間を通じた水温調査（1地点）を行うこと等から調査は問題ないものと判断しております。
18	1・2号機同様、海面放水についての解析・評価を3号機単独でなく、1・2・3号機全体で出してもらいたい。海中放水についても1・2号機と抱き合せてのデーター提出を願いたい。	3号機の放水方式につきましては、温排水の拡散範囲を低減させるため、水中放水方式を採用することとしております。 したがって、温排水拡散予測範囲につきましては、既設1・2号機（表層放水）に3号機（水中放水）も加えた全体で予測・評価することとしており、結果につきましては、準備書に記載いたします。

4 水環境

No.	意見の概要	当社の見解
19	川内川の流量の2倍が現在温排水で排出されている。この漁業に対する影響を先ず調査すべき。3号機が出来ると川内川の4倍の温排水となる。南は笠沙、北は不知火海までの調査が必要。	水温、海生生物等の調査範囲につきましては、「発電所に係る環境影響評価の手引」(H11年、資源エネルギー庁編)に示す簡易予測手法を参考としまして、温排水による水温上昇1℃の拡散を求め、これが包含される範囲とし、対象事業実施区域の周辺海域で沿岸方向約20km、沖合方向約6kmの範囲内で調査することとしております。
20	河口近くで水中放流をした場合、川の流れと水中放流という流れが同調した時、潮の向きも違ってくるし、流速は相互作用で、2乗にも3乗にもなるのではないのでしょうか。 そうなると、その周辺での漁業はできなくなると思えます。この事は、どれだけ環境調査をしようとも予測はできないのではないのでしょうか。	また、周辺海域への影響につきましては、温排水の放水による拡散予測や流況(流向・流速)、海生生物への影響等の予測を行い評価することとしており、結果につきましては、準備書に記載いたします。
21	蒸気でタービンを回すだけでなく、冷却水でもタービンを回す構造だと思われ、その際どうしても地球内で発生しない熱というものがあると思われ、新たに発生すると思われ。 原子力発電ということでどうしても放射能の安全だけにとらわれやすいですが、地球温暖化の一つとして、温排水による水温上昇、海の生物の変化というものも十分検討していただきたく思います。(エントロピーの増大の見地から)	蒸気タービンは、高温の蒸気が吹きつけられて回転し、動力や推進力が得られます。タービンを回した後の蒸気は、復水器と呼ばれる熱交換器において、冷却水(海水)で冷やされ水に戻され、復水器を通った海水は温排水として海域に放出されます。 温排水による水温上昇や海生生物への影響につきましては、計画地点の周辺海域で、調査、予測及び評価を行うこととしており、結果につきましては、準備書に記載いたします。 なお、原子力発電は、発電の過程で化石燃料を使用しないため、地球温暖化の要因の一つである二酸化炭素を排出しないことから、地球温暖化防止に寄与できると考えております。

5 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	当社の見解
22	対象事業実施区域から5kmの範囲にあり、かつ県道川内串木野線（県道43号線）沿線の高江町田園地帯に全国で唯一の飛来地であるカラフトワシの生息調査を追加すべきである。 同時にこの地域周辺にはカワセミ・ヤマセミなどの野鳥の宝庫でもあり調査地点に追加すべきである。 冬季に飛来するカラフトワシについては、全国の野鳥の会などを中心に野鳥愛好家がカラフトワシの観察に訪れており、十分な調査と評価が必要である。	陸生動物のうち、鳥類の調査経路・調査定点につきましては、対象事業実施区域の周辺で、地形や植生、鳥類の行動範囲等を踏まえ、山間部、海岸部、水辺等で広範囲を観察できる場所を設定しております。 高江町周辺では、田園地帯を見渡せる場所に調査経路及び定点を設定しておりますので、カラフトワシも含め、鳥類全般の調査ができるものと考えております。 なお、調査の実施状況等を踏まえ、調査経路は適宜拡大いたします。 カラフトワシにつきましては、薩摩川内市観光ガイド等のホームページにおきまして、平成4年頃から毎年秋になると、同じ個体と思われるオス1羽が高江町の田園地帯に飛来していると紹介されております。

5 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	当社の見解
23	対象事業実施区域隣接の川内川は、満潮時には上流 10 数 km まで塩水が遡上しており、川内川本流と高江町八間川をはじめ支流にもこの影響がある。 塩水遡上によってシラスなど海生動物も遡上しており、塩水遡上の影響のある川内川や高江町八間川など支流についても調査地点に追加すべきである。	海生動物の調査範囲につきましては、温排水の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、温排水の影響を受けるおそれがあると考えられる範囲としており、川内川河口部を含む範囲で調査することとしております。 なお、川内川に出入りする潮河性魚類につきましては、国土交通省が実施した「河川水辺の国勢調査」の調査結果や漁業関係者からの聞き取り調査により把握に努めます。
24	海藻草類の調査が少ない。 特に原発から土川までが3地点とは、少なすぎる。せめて倍の6地点ぐらいは、調査して欲しい。	海藻草類につきましては、既存の文献を調査し、藻場の分布が記載されている地点を平成 17 年 3 月に潜水あるいは船上から観察を行いました。調査の結果、海面下 2 m 以浅の岩礁の一部にヒジキ、イソモク、サンゴモ亜科等の海藻類は生育しておりましたが、藻場の分布は確認できませんでした。 海藻草類の調査地点につきましては、その分布状況を確認した上で設定しております。
25	ウミガメの上陸地の埋立てが予定されているが、ウミガメ関連の調査が具体的に示されていない。長期的（10～20 年といった）かつ詳細な調査が必要である。	海生動物につきましては、重要な種及び注目すべき生息地を含め、調査、予測及び評価を行うこととしております。 重要な種及び注目すべき生息地が確認された海生動物につきましては、確認された重要な種及びその生息環境の特性に応じて適切な手法で調査することとしております。 したがって、ウミガメにつきましては、専門家等から助言を受け、適切な手法により公有水面埋立予定地を含めた周辺海域で調査することとしております。

5 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	当社の見解
26	3号機が増設されれば、発電所全体の冷却水取水量及び排水量が倍増或いはそれ以上になることから、周辺海域の海生生物に重大な影響を及ぼす可能性が考えられる。そこで－ 1) 温排水の魚類等に与える影響が瞬間的分布によるところが大きいことから、付着生物防止剤（例、次亜塩素酸ソーダ）や冷却管侵食防止剤（例、硫酸第一鉄）の連続的あるいは間欠的投入による影響や水温については、平均値だけで評価することのないようにする。 2) 冷却水の復水器通過時に、魚卵や稚仔・動植物プランクトンなどが力学的ショックにより、どのような影響を受けるのか調査する。 3) 放射性物質については、本アセス法では対象項目から除外されているようだが、どのような段階で審査されるのか明らかにする。	当該計画におきましては、復水器冷却管等への海生生物付着防止対策としまして、海水電解装置により発生させました次亜塩素酸ソーダを取水口に注入する予定としております。 付着生物防止剤等による海生生物への影響や冷却水の復水器通過時の海生生物への影響につきましては、（財）海洋生物環境研究所や（社）日本水産資源保護協会等の研究事例があり、これらの知見をもとに事例を調査し、予測や評価を行ってまいります。 温排水の拡散予測にあたりましては、想定される最大となるような計算条件を設定してまいります。したがって、予測結果は、ほとんどのケースが網羅されるものと考えております。 放射性物質に関する影響評価等につきましては、「環境影響評価法」に基づく環境アセスメントとは別に「原子炉等規制法」に基づく国の安全審査の中で行われることとなっております。

6 景観

No.	意見の概要	当社の見解
27	県道川内串木野線（県道 43 号線）沿いにある豊臣秀吉が島津藩侵攻の際に陣を構えた一夜城跡の猫岳（標高 120m）は，東西南北に川内川河口を含めて薩摩川内市内の眺望のすばらしい地点であり，西回り自動車道の環境調査においても景観に調査・評価されている。 是非この眺望が阻害されないように調査地点に追加すべきである。	3号機の施設は，猫岳と対象事業実施区域との間にある標高 100mから 120m程度の山々より低くなる見込みであり，猫岳から直接視認するのは難しいものと考えております。

7 人と自然との触れ合いの活動の場

No.	意見の概要	当社の見解
28	高江町は県指定文化財の太郎太郎踊り・木彫り阿弥陀三尊像，市指定文化財の江之口眼鏡橋，豊臣秀吉の一夜城の猫岳などの史跡と今年4月に国土交通省が選定した八間川「水辺の楽校プロジェクト」があり，今後整備が進むと子どもたちが「遊び，楽しみ，学ぶ」場としても，人と自然との触れ合いの機会が多くなる地域であり調査地点に追加すべきである。 今年9月には経済産業省の原子力地点広域情報発信モデル事業の対象地区に指定されており，これが完成すると益々往来人口の増加が見込まれる。	“人と自然との触れ合いの活動の場”とは，公園，花木の名所等，自然との触れ合いができる場所のことであり，公表されている最新の文献に基づきまして，該当する地点に関する情報収集を行い，利用状況等を把握した上で調査地点を設定しております。 高江町で計画されております「水辺の楽校プロジェクト」及び「原子力地点広域情報発信モデル事業」につきましては，今後情報収集に努め，利用状況等を把握した上で，調査地点の追加について検討したいと考えております。